

多摩市

# 公共サインガイドライン



平成30年3月  
多摩市





# 目次

1. <u>本ガイドラインの活用に向けて</u> .....	1
1-1 公共サインのあり方 .....	1
1-2 本ガイドラインの目的と役割 .....	1
1-3 公共サイン整備の基本的な考え方 .....	2
1-4 ガイドラインの対象 .....	3
(1) 多摩市で設置している公共サインの整理 .....	3
(2) ガイドラインの適用範囲 .....	4
(3) ガイドラインの対象となる公共サイン .....	5
2. <u>多摩市の公共サイン整備</u> .....	6
2-1 サイン整備の考え方 .....	6
(1) 案内サイン・誘導サインの配置方針 .....	6
(2) 案内サイン・誘導サインの設置方針 .....	7
2-2 サイン整備の所管と手順 .....	8
3. <u>多摩市公共サインのデザイン基準・表示基準</u> .....	10
3-1 多摩市全域における公共サインの整備方針 .....	10
(1) 構造や素材の選定における留意点 .....	10
(2) 施工段階における留意点 .....	10
3-2 サイン表示の基本ルール .....	11
3-3 デザイン基準（更新・新設時） .....	12
(1) 共通事項 .....	12
(2) 形状・寸法、色彩 .....	12
3-4 表示基準 .....	15
(1) 使用する文字のフォント、大きさ .....	15
(2) 記号等/地図記号、ピクトグラム .....	16
(3) 表記方法 .....	17
3-5 種類別サイン .....	20
(1) 案内サイン .....	20
(2) 誘導サイン .....	21
4. <u>維持管理</u> .....	22
4-1 管理体制 .....	22
(1) 管理基本方針の策定 .....	22
(2) 管理主体と関係者との意識や情報の共有化 .....	22
(3) 管理者、管理番号等の明示 .....	22
4-2 管理方法と判定基準 .....	23
(1) 維持管理計画について .....	23
(2) 公共サインのメンテナンス .....	23
(3) 判定基準について .....	23
(4) 公共サインの撤去について .....	25
4-3 管理台帳とその活用 .....	25



# 多摩市公共サインガイドライン

## 1. 本ガイドラインの活用に向けて

### 1-1 公共サインのあり方

近年、インターネットの普及により、現在地や目的地への道のりに関する情報をどこでも手軽に入手することができるようになりました。その中で公共サインは、正しい位置情報を示し安全に誘導するだけでなく、誰もが容易に目にするのできる位置に設置することで、目的地以外にも市内各地への興味を広げ、歩きたくなるようにまちの魅力を発信し、訪れたいと思えるまちにする一助にもなるものです。さらに、来訪者等の意欲を多摩市の魅力を体感する回遊や再来訪へと繋げるためには、行動の拠点から回遊の要所へと分かりやすくサインを連携させる必要があります。そのため、本ガイドラインによって市内の各部所が共通認識をもち、市内全体で統一したデザイン・考え方による整備展開を図ります。

また、防災の観点では、災害時に必要となる避難所の位置等に関する情報は、市民だけでなく来訪者にとっても欠かすことのできないものです。

### 1-2 本ガイドラインの目的と役割

多摩市では、時代の流れとともに変化していく都市の姿や人々のニーズ等を踏まえ、再生に向けたまちづくりを進めています。

そうした中、健康と幸せをキーワードとした「多摩市健幸都市宣言」や「健幸まちづくり」、人口減少や高齢化問題への対応策の一つである「シティセールス」の推進等、新たな人の流れの創出に向けた様々な取組みの展開に向けては、多様な人々にまちの情報を提供する公共サインの役割が重要になることが考えられます。

多摩市の公共サインは、昭和 61 年に「多摩市サイン計画」を策定、その後の公共サインの整備状況や社会状況の変化を受け、平成 2 年に同計画を改定し整備を進めてきました。一方でこれらのサインは、設置から 30 年以上が経過し老朽化が進んでいます。

また、平成 27 年には、東京都が「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を改定しました。

本ガイドラインは、このような現状を踏まえ、地域住民の日常的な移動や活動、国内外からの来訪者への対応等、案内・誘導を必要とする様々な人にとって分かりやすく、安全・安心に利用できる公共サインを整備するための基本的な考え方やルール等を取りまとめたものです。

今後の公共サイン整備にあたっては、本ガイドラインおよび「多摩市公共サイン整備基本計画」に基づき、必要に応じたサインの撤去・更新を図ります。更新する際は、分かりやすい表示内容となるよう検討しながら、本ガイドラインによる統一したデザインと必要最小限の配置による効果的なサイン整備を進めます。

### 1-3 公共サイン整備の基本的な考え方

本ガイドラインでは、既設サインの現状を把握し、個々のサイン本体の状態とその掲出内容、サイン相互の配置状況等を判定して整備の優先順位を見極め、維持管理の方針を示すとともに将来的な撤去・更新に向けた基本的な公共サイン整備の考え方を以下のように定めます。

#### 【基本方針1】 分かりやすい案内・誘導

～多摩市内に設置する公共サインのデザインの統一化

形状や色彩、フォント、ピクトグラム等を活用した多言語表記など、様々な人に分かりやすい案内・誘導を行います。また、多摩市の公共サインに関わる基本的な考え方や情報を庁内で共有し、デザインの統一化、情報の更新を図ります。

#### 【基本方針2】 効率の良い情報提供

～ニーズの変化を踏まえた必要最小限で効果的な設置

案内・誘導の必要性を見極めてサインの乱立を防ぐとともに、サインの連携や連続性に配慮し、利用しやすく効率のよい情報提供を行います。

#### 【基本方針3】 維持管理の継続

～安全・安心に利用できる公共サインの維持

定期的な維持管理と管理台帳等によって公共サインの現状を把握し、優先度を見極めながら必要に応じた対応を行います。

## 1-4 ガイドラインの対象

### (1) 多摩市で設置している公共サインの整理

平成2年に改定している「多摩市サイン計画」では、市総合案内サインや事前誘導サインなど11種類のサインを計画の対象としています。本ガイドラインで対象とするサインについては、平成2年の多摩市サイン計画の対象サインを踏まえて下表のように整理しています。

#### ■平成2年改定「多摩市サイン計画」の対象サインと本ガイドライン対象サインとの関係

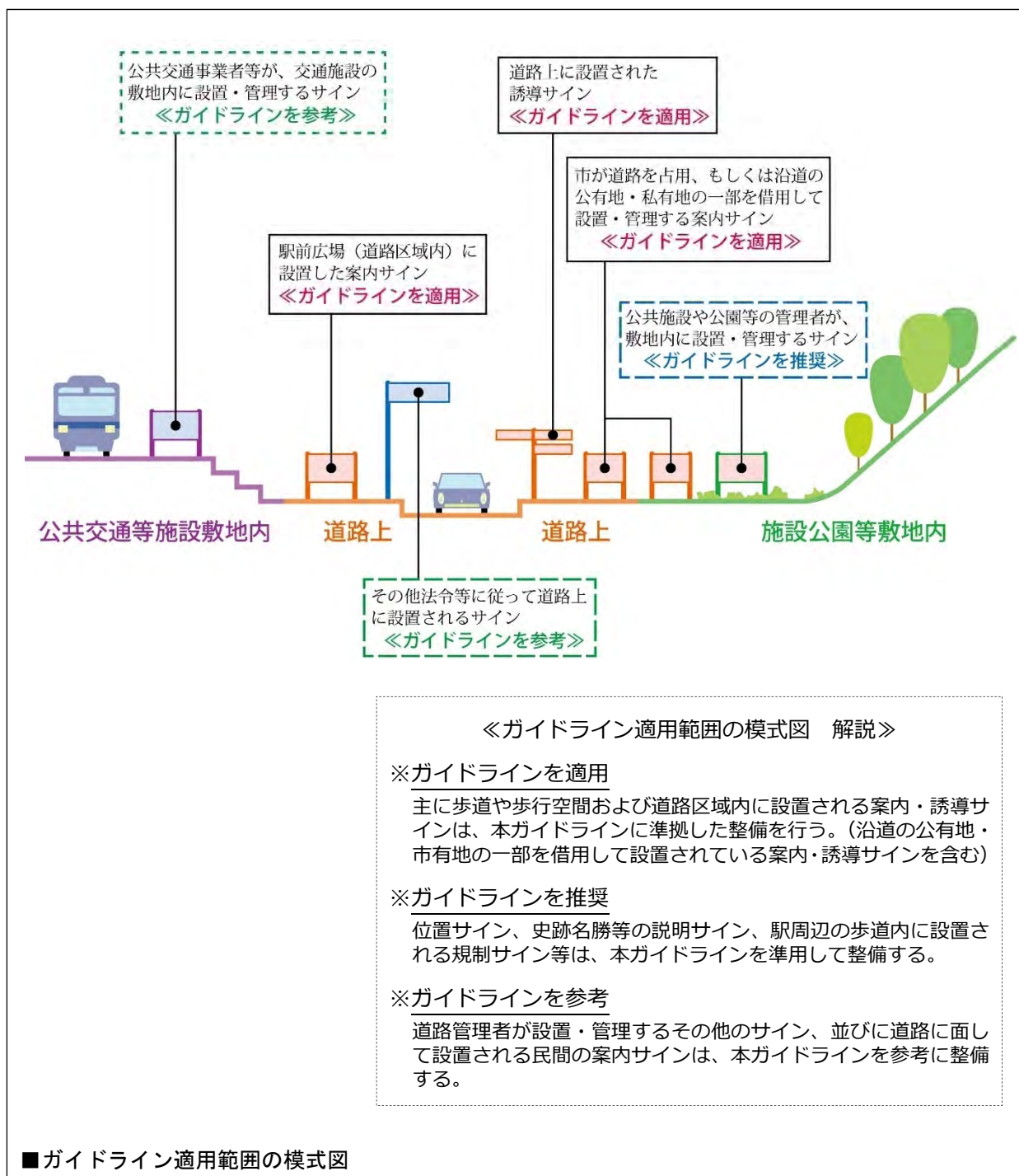
平成2年計画の対象サイン		本ガイドラインの対象サイン
1	市総合案内サイン 	案内サイン
2	駅周辺案内サイン 	
3	地区案内サイン 	
4	事前誘導サイン 	誘導サイン
5	主要施設、地点、地区誘導サイン 	
6	施設名称サイン 	位置サイン
7	避難所表示サイン 	
8	道路名称サイン 	
—		説明サイン
—		規制サイン
9	交差点名称サイン 	その他サイン
10	集合住宅棟案内サイン 	
11	町名地番表示サイン 	

## (2) ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、多摩市内の公共公益施設等への案内・誘導等に必要な公共サインの整備に適用するものです。

具体的には、歩行者・自転車による通行者への情報提供を主とし、駅周辺の道路区域内等の拠点に設置する案内サイン、歩道および歩行空間に設置する誘導サインを本ガイドラインの適用対象とします。また、施設名称等の位置サイン、その他の説明サイン、規制サインの整備にあたっては、本ガイドラインを踏まえた整備を行うことを推奨します。





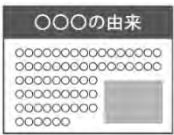







なお、法令等により整備基準が定められているその他の公共サインについても、必要に応じて本ガイドラインを参考にした整備の展開が望まれます。具体的には、文字の大きさやフォント、色彩等の基本的な考え方について本ガイドラインを参考とし、周辺の街なみや環境との調和、近接する案内サイン等との整理統合などに配慮することとします。





(3) ガイドラインの対象となる公共サイン

本ガイドラインで対象とするサインは、前述した「ガイドラインの適用範囲」で示すように、多摩市内の公共公益施設への案内や誘導を行うための各種サインで、所管部所等による維持管理を今後も継続していく公共サインを対象とします。

	種類	機能および設置位置
ガイドラインを適用	案内サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在地と周辺施設との位置関係がわかる地図を表示した案内サイン</li> <li>○主に駅前等に設置する</li> </ul>
	誘導サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣の公共公益施設への誘導サイン</li> <li>○主に駅周辺や交差点付近に設置する</li> </ul> <p>※個別の計画等で位置づけられた誘導サインは「ガイドラインを推奨」するものとする（例：観光ルートや避難ルート等を示す誘導サイン・電柱広告を利用した誘導サイン等）</p>
ガイドラインを推奨	位置サイン  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共公益施設や愛称道路の位置、名称を示すサイン</li> <li>○施設名称は施設の入口付近、愛称道路の位置、名称は該当する道路の起終点等に設置する</li> </ul>
	説明サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡、名所、歴史や生物等の説明・解説サイン</li> <li>○説明する対象の直近に設置する</li> </ul>
	規制サイン  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共空間における禁止事項を明示するサイン</li> <li>○主に駅周辺などの人が多く集まる場所に設置する</li> </ul>
ガイドラインを参考	その他サイン（多摩市以外の主体が設置するサイン） 集合住宅等案内サイン  住居表示街区案内サイン 	
	その他サイン（他の法令等で整備基準等が示されているサイン） 案内標識  交差点名標識  街区表示板 	

## 2. 多摩市の公共サイン整備

### 2-1 サイン整備の考え方

#### (1) 案内サイン・誘導サインの配置方針

本ガイドラインを適用する案内サイン・誘導サインの更新・新設にあたっては、利用者に混乱を生じさせないように十分配慮してサイン相互の連携を図り、必要以上にサインを増やさないう配置することが重要です。

特に、駅周辺では様々なサインが掲出されるため、可能な限り集約して周辺景観を損なわないように配慮する必要があります。

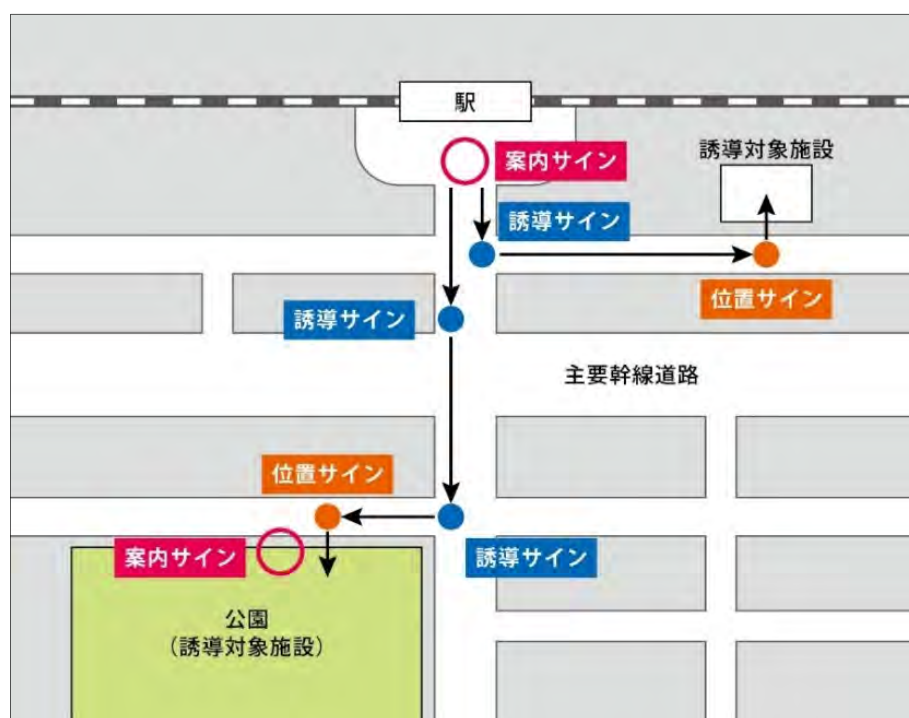
##### ①案内サインの配置検討

案内サインは、現在地や主要施設の位置情報を提供するための地図を表示するものです。主に、多くの人々の利用拠点となる駅周辺等に設置し、利用者の多い主要な公園の周辺等にも必要に応じて設置します。

##### ②誘導サインの配置検討

誘導サインには、視認性が高く、表示面の向きで方向を指示するため視覚的な誘導を行いやすい「矢羽型」と、表示面が大きいことから誘導すべき施設が多い場合に有効となる「立板型」の2種類があります。

「矢羽型」は歩道および道路の歩行空間、「立板型」はペDESTリアンデッキや歩行者専用道路に設置することとし、いずれも次の誘導サインまで見通すことのできる間隔を確保するように配慮しながら、目的地への誘導経路の分岐点に配置します。



■案内・誘導サインの連携 配置イメージ

## (2) 案内サイン・誘導サインの設置方針

### ①設置場所

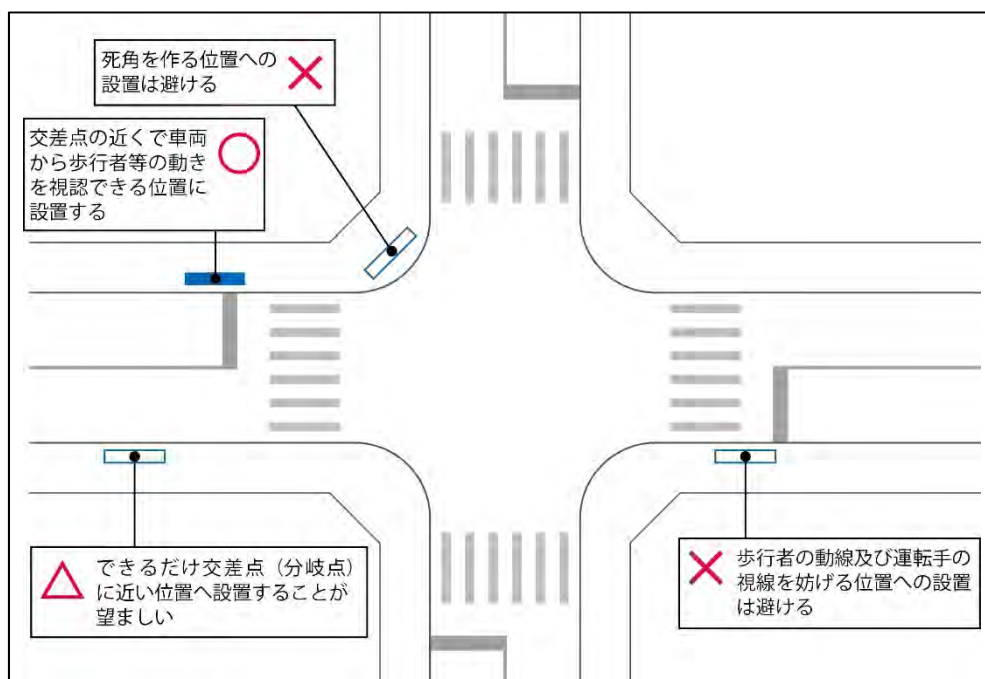
道路上に案内サイン・誘導サインを設置する場合は、道路管理者への占用許可申請が必要です。  
〔東京都道路占用規則〕〔多摩市道路占用規則〕を参照

具体的な設置場所は、道路敷地内に道路と並行に設置することを標準としますが、状況によっては、沿道公有地もしくは借用可能な私有地の敷地境界沿いで案内サインの利用者が視認しやすい位置に設置することも可能とします。

詳細な位置を確定する際には、通行者並びに点字ブロックの動線を妨げないこと、サイン利用時の滞留が可能な空間を確保できること、車道からの視距を妨げないこと等にも留意する必要があります。点字ブロックとの位置関係については、〔多摩市福祉のまちづくり整備指針〕（平成 15 年 4 月）を参照して設置するものとします。

### ②道路上へのサイン設置の仕方

サインの効果が高く、設置する際の拠点となる交差点では、歩行者等の動線や自動車等の運転者の視界を妨げることのないよう、十分に注意して設置することが重要です。（下図参照）



■交差点周辺に設置する際の留意点

その他、以下の点にも留意して具体的な検討を行うことが必要です。

#### a. 視認性の確保

サインは、利用者が見つけやすい位置に設置します。ただし、遮蔽物等を避けられない場合は、インフォメーションマークをつけるなど、できるだけその存在を明示するようにします。

#### b. 夜間の視認性の確保

夜間の利用者が多い場所で、照明付きサインの導入を検討する場合は、街路灯等との位置関係を考慮して集約する等、設備が過剰にならないように対応します。

#### c. 道路通行上の安全性の確保

歩行者等の動線を妨げないよう配慮した位置にサインを設置するとともに、様々な道路利用者に対して死角をつくらないように配置します。

#### d. 周辺景観の保全

良好な街並みや環境、眺望等を有する場所では、それらの景観を阻害しない位置に設置する配慮が必要です。

## 2-2 サイン整備の所管と手順

多摩市における公共サインの整備にあたっては、本ガイドラインを庁内で共有し、規定した整備方針や基準、配慮事項に従って検討したうえで、設置および維持管理を行います。

多摩市における公共サインの所管は、本ガイドラインで対象とするサインの位置付けに応じて以下のように区分します。

a. ガイドラインを適用する「案内サイン」「誘導サイン」……………	都市計画課が管理
b. ガイドラインを推奨する「位置サイン」「説明サイン」「規制サイン」……	各所管部所が管理

本ガイドラインを適用する案内サイン・誘導サインは、「多摩市公共サイン整備基本計画」（平成30年3月）に基づくこととします。

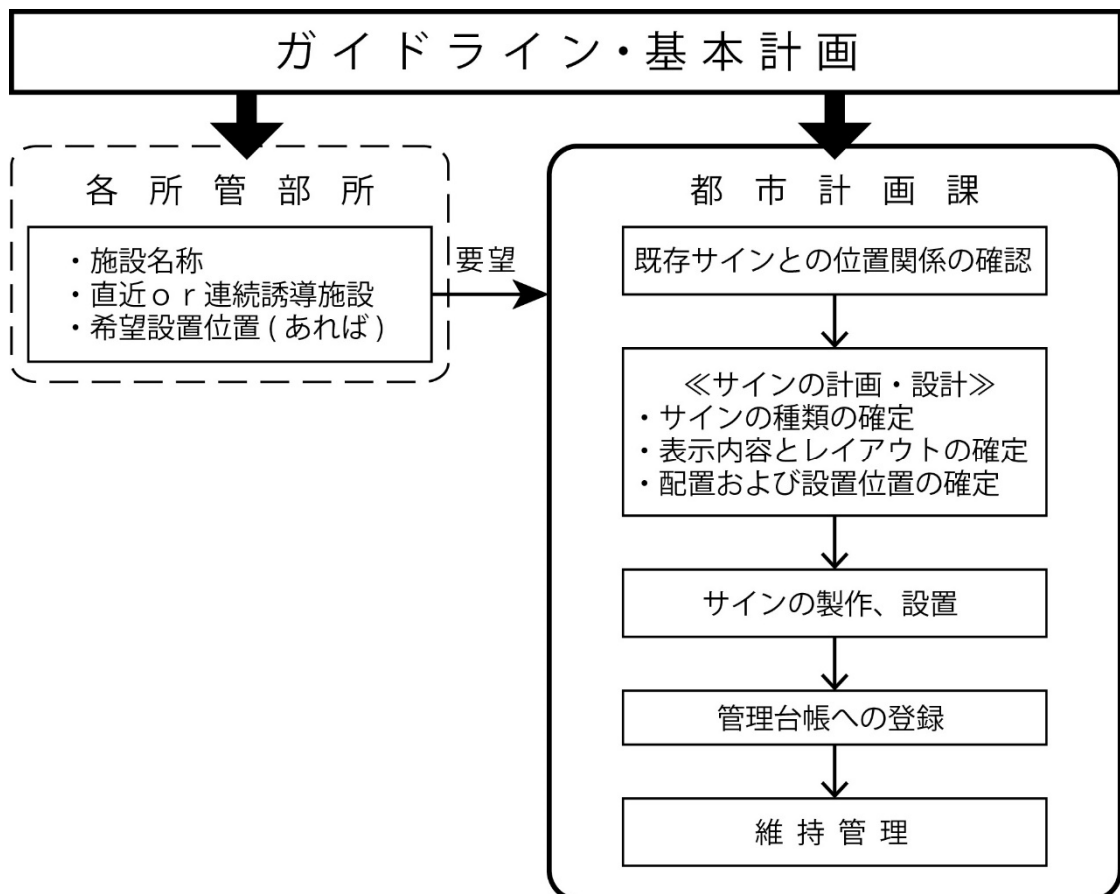
また、ユニバーサルデザインの視点による各種基準についての対応は「移動円滑化のための情報提供のユニバーサルデザインガイドライン／東京都」「多摩市福祉のまちづくり整備指針」および本ガイドラインに準拠するものとします。

なお、各種法令の規制や交通標識等との安全管理確保などでの配慮事項や留意事項に対しては、事前に関係機関等と調整したうえで設置する必要があります。

多摩市における公共サイン整備の流れは以下のとおりとします。

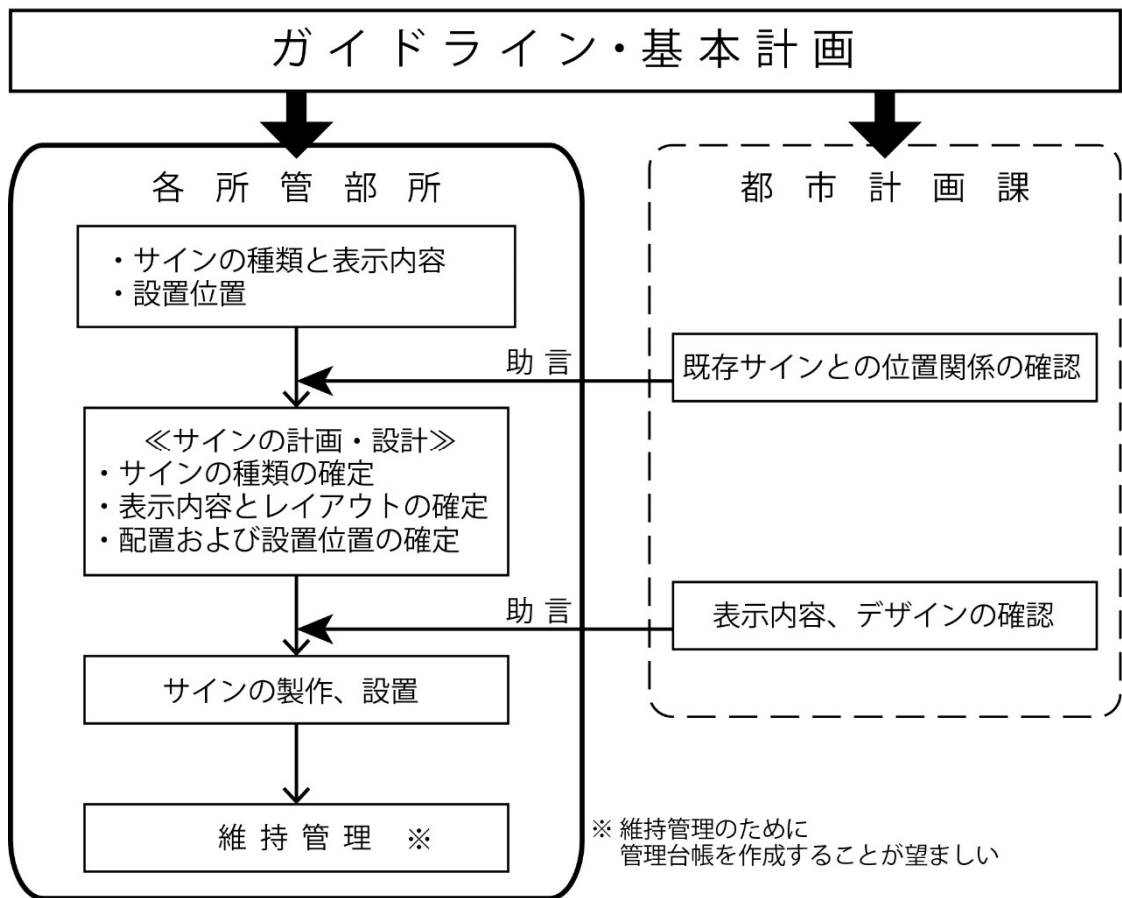
### a. ガイドラインを適用する案内サイン・誘導サイン

～ 施設の新設や統廃合により各所管部所がサインの設置・更新・撤去を要望し、都市計画課が対応を行う場合 ～



b. ガイドラインを推奨する位置サイン、説明サイン、規制サイン等

～各所管部所が計画・設計・設置・維持管理を実施する場合～



### 3. 多摩市の公共サインのデザイン基準・表示基準

#### 3-1 多摩市全域における公共サインの整備方針

公共サインのデザインは、多摩市内の在住者・在勤者並びに地区内外からの来訪者にとって分かりやすいものであると同時に、行政範囲を越えて標準的に分かりやすいことが重要です。そのため、本章に示す具体的なデザイン基準は、東京都が示している「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（平成27年2月）に準拠して規定するものとします。

##### (1) 構造や素材の選定における留意点

サインの設計においては、耐久性や安全性を考慮して後々の維持管理の軽減を図るとともに、様々な利用者を想定した使いやすさにも配慮した構造や素材を選定することが必要です。

具体的な検討にあたっては、以下の点に留意します。

##### 《留意点① 使いやすいサインの設置》

様々な利用者を想定し、低い視線に配慮した表示面の高さや角度を設定します。また、設計の段階でサインを設置する地点周辺の路面状況について把握し、必要に応じて段差や不揃いの箇所を解消を図る、もしくは設置位置の変更等の検討を行います。

また、サインの機能性を重視して、過剰な装飾や必然性のないデザインは避けることを基本とします。

##### 《留意点② 維持管理しやすいサインの設置》

サインの表示面は、案内の対象施設や周辺状況の変化に応じて速やかに情報の更新を行うことが望ましいため、部分的な後貼りや取替え、もしくは盤面の取替えが可能な構造とします。

また、イタズラによる損傷を防ぐためには、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、貼り紙やイタズラ書き防止の表面加工処理、たばこの火による影響を受けない耐熱仕様の表面加工などの対策を併せて検討します。

##### 《留意点③ 安全性に配慮したサインの設置》

夏場の直射日光によって過剰に熱くならないよう、本体の素材にも十分な配慮が必要です。また、点字表示や触地図など、手で触れて情報を得ることのできるサインについては、表示面も高熱にならない材質を選ぶなどの配慮が必要です。

##### 《留意点④ 照明の必要性に関する検討》

夜間の使用が多く見込まれる地点、半日陰～日陰になりやすい地点、防犯・安全性の向上等で夜間の視認性を高める必要がある地点では、照明設備の設置を検討します。

##### (2) 施工段階における留意点

サインの整備にあたっては、利用者が迷わないようにすることが大前提であるため、サインの視認性を現地で確認した上で設置する必要があります。例えば、計画地点が樹木や電柱等によって遮蔽される場合には、設置位置の変更や、可能であれば遮蔽物の撤去・移動といった現場に合わせた調整を行います。

### 3-2 サイン表示の基本ルール

公共サインは、利用者の移動に必要な情報を分かりやすく提供することが重要であるため、サイン相互の連携を図りながら適切に表示する必要があります。

本ガイドラインを適用する案内サイン、誘導サインに表示する施設、並びに本ガイドラインを推奨する位置サインを設置する施設については、下表の内容を基本とします。(巻末資料/資料-5 参照)

	表示内容	案内サイン	誘導サイン	位置サイン (推奨)
行政区分	市名・市境	○		
	町丁目名・町丁目界	○		
交通施設	道路	○		○
	鉄道	○		
	鉄道駅	○	○	
	タクシー乗り場	○		
	バスターミナル・バス停	○		
公共・ 公益施設	市役所・出張所	○	○	○
	国・都の機関、公共地方サービス機関	○	○	○
	警察署・交番	○	○	
	消防署	○	○	
	郵便局	○	○	
	医療・保健施設	○	○	○
	学校	○	○	
	図書館	○	○	○
	文化・スポーツ施設	○	○	○
	公園緑地	○	○	○
	児童館・子育てセンター	○	○	○
	コミュニティセンター・公民館	○	○	○
福祉関係施設	○	○	○	
民間施設	銀行	○		
	ホテル	○		
	百貨店・スーパー	○		
	観光施設	○	○	
	ゴルフ場	○		
名所旧跡	寺社仏閣	○		
	史跡	○	○	○
公共設備	公衆トイレ	○	○	○
	エレベーター・エスカレーター	○	○	○
その他	河川	○		
	団地・集合住宅	○		
	ランドマーク施設等	○		
	広域避難場所・避難所	○		
	AED	○		

案内サイン …… 案内地図に表示する内容

誘導サイン …… 誘導対象とする施設

位置サイン …… 位置サインを設置する施設

### 3-3 デザイン基準（更新・新設時）

ここでは、サインの形状・寸法や色彩等のデザイン基準を示します。これらの基準は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針／東京都」（平成27年2月）および「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／国土交通省」（平成25年6月）からの引用を含めて整理します。

#### （1）共通事項

表示する情報は、必要最小限の情報が端的に伝わるように配慮することが重要です。また、文章を表示する場合は、文字が小さくならないように可能な限り短文化するとともに、限られた盤面の中で読みやすく配置するよう心掛ける必要があります。また、様々な利用者が理解しやすいように、可能な限りピクトグラムや記号を併記します。

表示面の高さについては、サインの種類や形状に合わせて設定する必要があります。（（2）参照）

#### （2）形状・寸法、色彩（巻末資料／資料-1、資料-2 参照）

##### ①形状・寸法

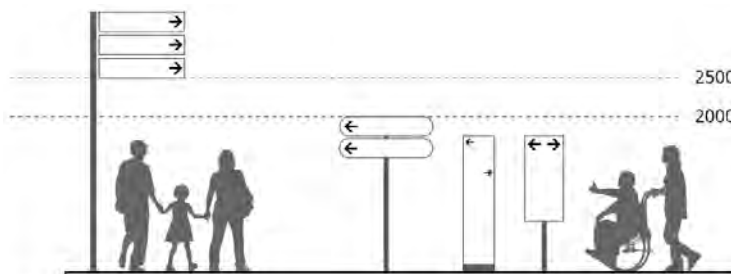
###### 《本体の表現様式》

- 掲示の高さは、車いす使用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、地図面の中心高さを125cm程度に設定することが望ましい。
- 観光案内サインを支える支柱の位置は、視覚障害者の案内板への衝突を防止するため、案内板の両端に設置することが望ましい。

###### 《誘導サインの整備》

誘導サインの掲出の高さについては、次のように規定されている。（下図参照）

- 歩道に対して平行に設置する場合は、誘導サイン上端を路面より2,000mm以内とする。
- 歩道空間上に張り出す場合は、誘導サイン下端を路面より2,500mm以上確保する。



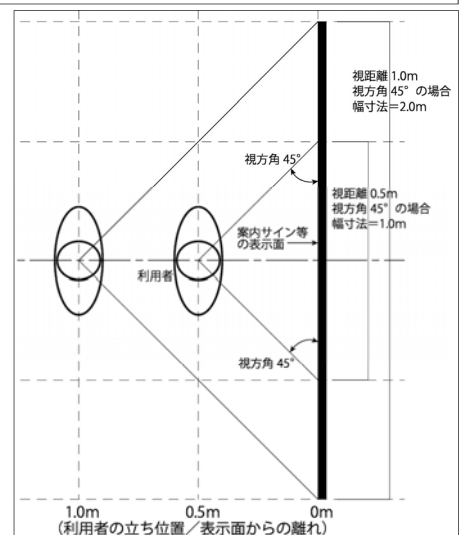
■誘導サインの掲出高

（歩道の建築限界）

出典：国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針／東京都（平成27年2月）より抜粋

###### 《表示面の寸法》

- 案内サインのように表示面の大きいサインは、想定する視認位置から水平、垂直の双方向で視角度が45°以下にならないようにし、誤読率が増加する限界（視角度45°）を超えない範囲でサインの幅寸法や掲出の高さ、面の傾きなどを設定します。（巻末資料／資料-2 参照）
- 表示面の先端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにします。
- 案内サイン等に表示する地図は、視力の弱い人が表示面から50cmの距離で見渡せる範囲を基準として、1m四方以内に収まるサイズとします。



■サイン幅の寸法設定の考え方（視角度）



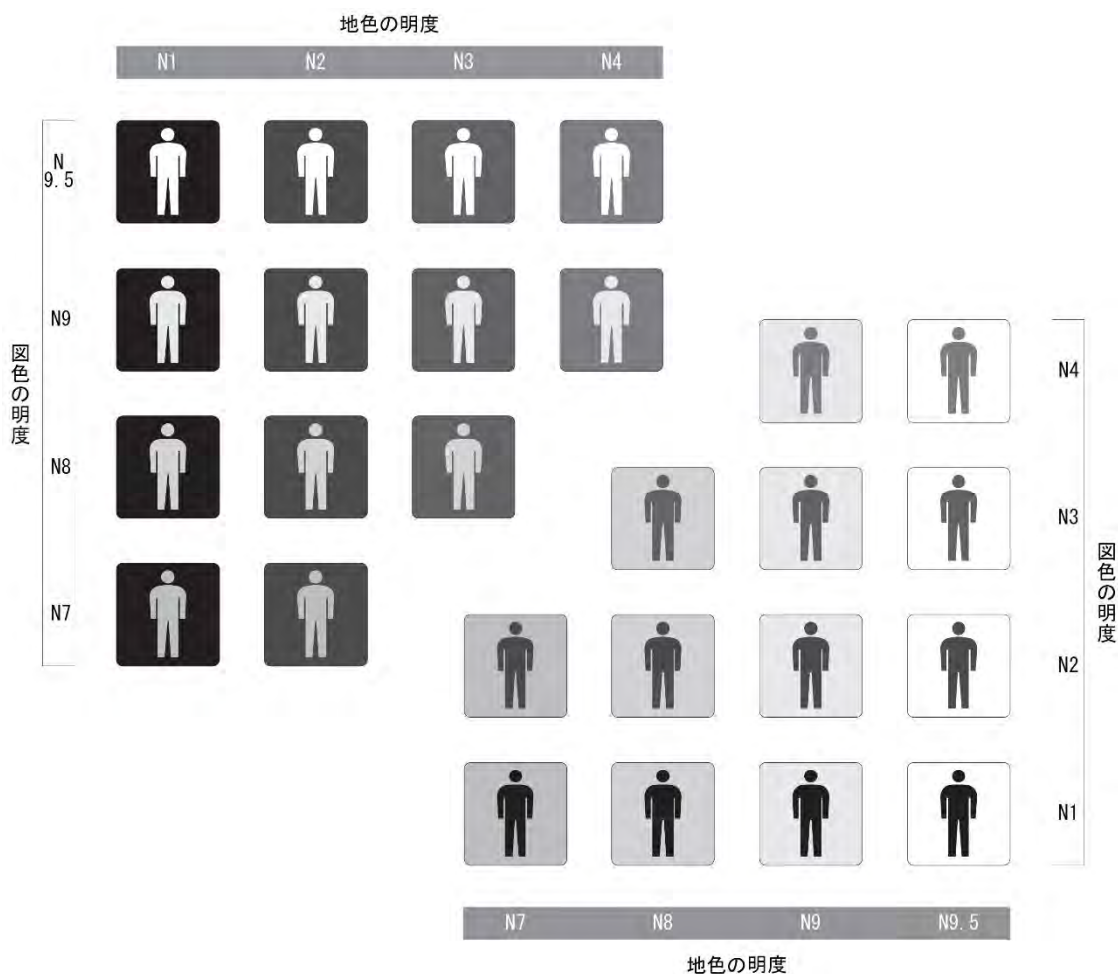
## ②色彩

地図のベースとなる地形の起伏、河川、緑地等は、イメージしやすい自然な色彩を基調とします。また、色の組合せについては、以下の資料を参照して分かりやすいサイン表示となるように配慮する必要があります。

現在地マークは、地図のうえで明確に視認されるように赤系の色で示すものとします。

### 《色の組合せ》

- 高齢者に多い白内障に配慮して「青と黒」「黄と白」の組合せは用いない。
- サインの図色と地色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすること等により容易に識別できるものとする。



- 色覚異常の利用者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を確保した表示とする。（巻末の参考資料／資料1. を参照）

### 《留意すべき色の選択例》

- 濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れる则表示が目立ちやすくなる。

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／国土交通省（平成25年6月）より抜粋

《見分けにくい色の組み合わせ例》

- 「赤と黒」「赤と緑」「緑と茶色」「黄緑と黄色」「紫と青」「赤と茶色」「水色とピンク」の見分けが困難である。
- 輝度コントラストには敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ない。また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法にも配慮する。

<p>・黒色と青色</p> 	<p>・黄色と白色</p> 
<p>・黒色と赤色</p> 	<p>・オレンジ色と黄色</p> 
<p>・赤色と緑色</p> 	<p>・ピンク色と水色</p> 
<p>・茶色と赤色</p> 	<p>・黄色と明るい黄緑色</p> 
<p>・茶色と緑色</p> 	<p>・青色と紫色</p> 

■ 組合せが適当でない色彩の例

《その他、配慮事項》

- サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／国土交通省（平成25年6月）より抜粋

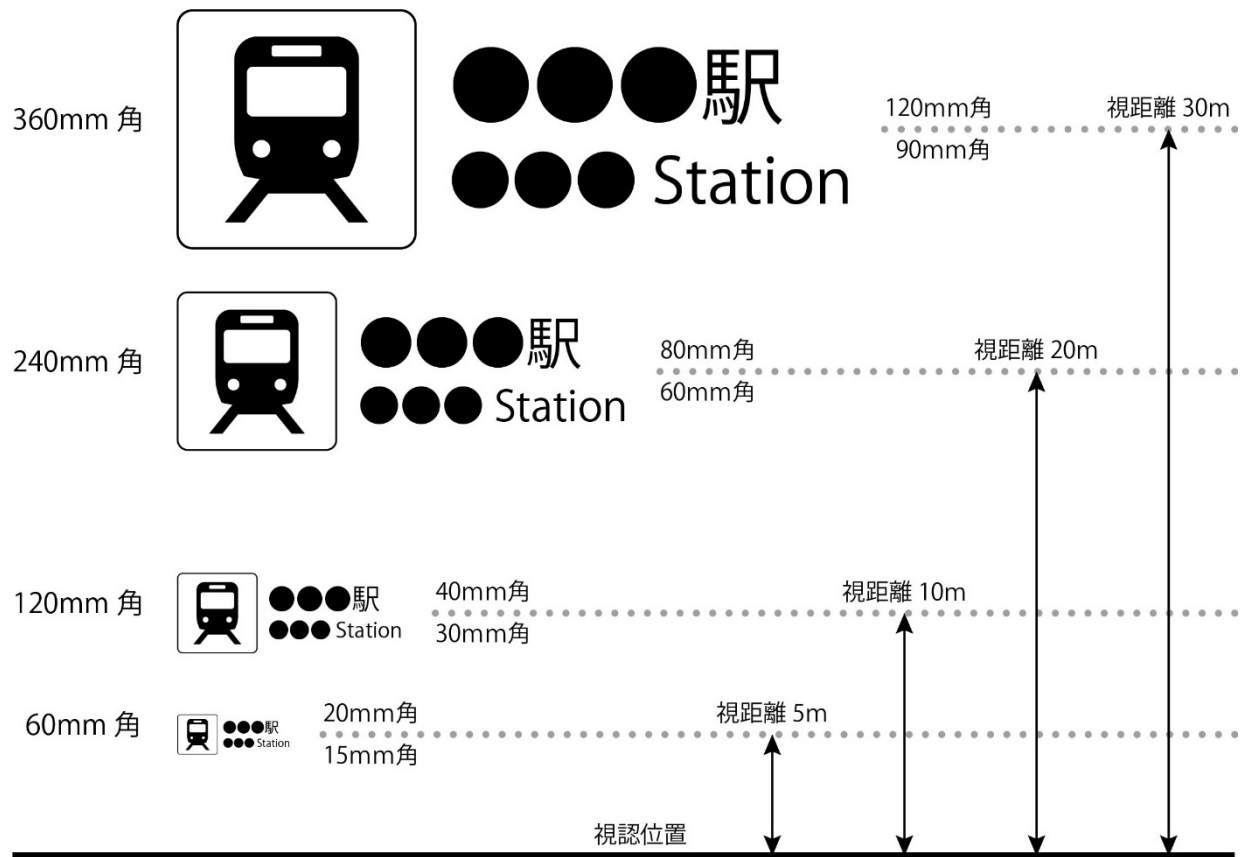
### 3-4 表示基準

ここでは、サインで使用する文字のフォントや大きさ、表記方法等の表示基準を示します。これらの基準は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針／東京都」（平成 27 年 2 月）および「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／国土交通省」（平成 25 年 6 月）からの引用を含めて整理します。

#### (1) 使用する文字のフォント、大きさ

使用する書体は、標準的で分かりやすく視認性の優れたゴシック体を基本とします。日本語以外の言語については、一般的に公共サイン等で使用されている書体を採用するものとします。

文字の大きさについては、サインの種類と設置位置によって、視距離に応じた大きさを選択します。（下図参照）



#### ■視距離に合わせた文字の大きさの目安

参考資料：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／国土交通省（平成25年6月）

(2) 記号等／地図記号、ピクトグラム（巻末資料／資料-3、資料-4、資料-5 参照）

《ピクトグラムの活用》

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つであり、国際的に適用する情報伝達手段である。そのため、日本語に不慣れな外国人旅行者や障がい者、高齢者を含めたすべての人にとって、案内サインを理解してもらうために有用な手段の一つである。

ピクトグラムの使用にあたっては、標準案内用図記号（一部がJIS規格化）を原則とするとともに、必要に応じて、本指針に示すピクトグラムもあわせて活用することが望ましい。

ピクトグラムが設定されていない施設等は、アイキャッチャー（記号「■」）と名称で表示することが望ましい。



出典：国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針／東京都（平成27年2月）より抜粋（ただし、図はオリジナル）

なお、各施設が有するトレードマークや一般企業のコーポレートマークは、普遍的な図案ではないため公共サインへの表記は行わないものとします。

一般的に使用されているピクトグラム等の一覧は巻末資料に添付します。

ピクトグラムの大きさは、高齢者や視力に障がいのある方にも判読しやすいように配慮してできるだけ大きく設定することとします。サイン表示に使用する文字とピクトグラムの大きさの目安は以下のとおりとします。

■ピクトグラムと文字の大きさの目安

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	区市町村名（図中に境界がある場合）
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、踏切等
				町名、丁目
中小サイズ	—	—	5.0mm	番地
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

参考資料：観光活性化標識ガイドライン／国土交通省（平成17年6月）

a. 矢印

矢印は、進行方向を明確に示すものとするため、水平横向きより下に向けて用いないようにします。表示の大きさは、ピクトグラムと同等とします。

## b. 凡例

凡例は原則 5 言語（日本語、英語、中国語（繁体語、簡体語）、韓国語）で表示します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないよう注意します。

表示スペースが十分に確保できない場合は、日本語と英語の 2 言語表記とします。

## c. 方位記号

案内サインに掲載する地図には、必ず方位記号を入れるものとします。方位記号のデザインは、シンプルで分かりやすいものとし、市域全体の地図は北を上に表示します。また、現在地周辺の地図は、盤面に向かって前方を上に表示し、それに合わせて北を示します。

## d. 縮尺・スケール

案内サインに掲載する地図には、縮尺を示すとともに、移動距離の目安となるスケールを表示します。スケールは、地図の表示面の中で、案内情報の支障にならない位置に配置します。

## (3) 表記方法

### ①日本語の表記

漢字は常用漢字を用いるものとし、国文法、現代仮名づかいによる表記を原則とします。ただし、地名などの固有名詞等については例外とします。

#### a. 施設名称

施設の名称は、既設サインや市が発行している施設ガイド等との整合性を図り、統一した名称を用いることを基本とします。ただし、表示面の面積に制約がある場合などでは、必要に応じて簡略化を図り、掲載する文字が小さくなり過ぎないように留意します。

表示例) 多摩市中部地域包括支援センター・多摩市中部高齢者見守り相談窓口  
⇒ 地域包括支援センター(見守り相談窓口)

また、呼称のある施設については、市内では周知の名称であるものや周知させたい名称を呼称で表示します

表示例) 多摩市立鶴牧・落合・南野コミュニティセンター ⇒ トムハウス  
多摩市立貝取コミュニティセンター ⇒ 貝取こぶし館

#### b. 数字

数字の表記は、算用数字を原則とします。ただし、地名などの固有名詞等については例外とします。なお、地図内の地名に住所を記載する場合は、「丁目」の表示を省略し、カッコ内に数字を記載して表示することとします。

表示例) 落合五丁目 ⇒ 落合(五)  
鶴牧一丁目 ⇒ 鶴牧(一)

#### c. 年号

年号は西暦で表記します。和暦が必要な場合は( )で併記します。

表示例) 2017 年  
2017 年(平成 29 年)

## ②多言語表記

公共サインは、必要最小限の言語で分かりやすく表示することが大切です。よって、地図や表示面に示す言語は日本語と英語の2言語とします。ただし、地図の凡例については、多様な言語に対応するものとし、日本語、英語、中国語（簡体語、繁体語）、韓国語の表記とします。

また、その他の多様な言語への対応の仕方については、必要に応じてQRコードを掲載するなどの検討を行います。

### 《多言語表記の考え方》

- 日本語・英語の2言語を基本とし、ピクトグラムを効果的に活用する。
- 地域や施設の特性及び視認性を考慮し、必要に応じて中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を実現する。
- 中国語を表示する場合は、簡体字の使用を基本とし、地域や施設の状況等により繁体字を使用する。

出典：国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針／東京都（平成27年2月）より抜粋

### 《ローマ字表記》 固有名詞

原則としてローマ字により発音どおりに表記する。

※地名等について、「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「-（ハイフン）」を入れることができる。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては、「-（ハイフン）」で結ばない。

[例]

- ・西新宿： Nishi-Shinjuku
- ・上石神井： Kami-Shakujii
- ・新川： Shinkawa

なお、外国由来の原語部分は、ローマ字ではなく、英語表記とする。

[例]

- ・東京タワー： Tokyo Tower
- ・日経ホール： Nikkei Hall
- ・テレコムセンター： Telecom Center

### 《英訳表記》

#### 普通名詞

原則として英語訳を表記する。

※日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、発音どおりにローマ字表記し、後ろに英訳や英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、英訳等を必要としない。

※表音をローマ字表記する際は、必要に応じてイタリックで表記することができる。

[例]

- ・祭り： *Matsuri* (Festival)
- ・居酒屋： *Izakaya* (Japanese-style pub)
- ・寿司： *Sushi*

※「普通名詞部分を含む固有名詞」については、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。ただし、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記する。

《ローマ字表記の方法》

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	—	ゆ	—	よ	ya	—	yu	—	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	—	—	—	—	wa	—	—	—	—
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

《ふりがな表記》

日本語の表記方法については、「観光活性化標識ガイドライン／国土交通省 平成17年6月」に準拠するものとし、地名等の読みにくい漢字にはふりがなを付記するように配慮します。

出典：国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針／東京都（平成27年2月）より抜粋

### 3-5 種類別サイン

#### (1) 案内サイン

##### ① 広域案内サイン

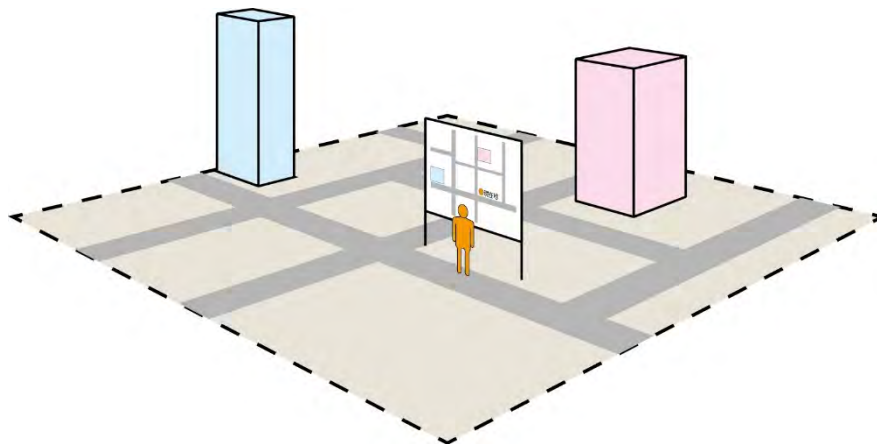
広域案内サインは、地図による案内を主目的とするサインで、公共施設、広域避難所、駅、主な観光地、隣接市町村との位置関係等を示すものです。

ベースに用いる地図は北を上に表示します。

##### ② 周辺案内サイン

周辺案内サインは、地図による案内を主目的とするサインで、サインを設置する場所周辺の地図を掲示します。誘導する周辺施設と現在地との位置関係、及び距離を明確にし、目的地までの手掛かりとなる具体的な情報を表示します。また、必要に応じて距離に対応する所要時間の目安を表示します。

ベースに用いる地図は、1 km 四方の歩行範囲を 1/1,000 の縮尺で示すものとし、表示面のサイズは概ね縦 1,000mm×横 1,000mm におさめ、盤面に向かって前方を上に表示します。(下図参照)



#### ■案内サインの周辺案内図の向きに関する考え方

参考資料：観光地のためのひと目でわかる案内標識計画・設置・管理マニュアル  
／観光地域づくり・案内標識研究会（平成 17 年 9 月）

#### ③ 共通

○設置する位置や環境によっては、サインの存在を遠方からでも確認できるように、インフォメーションマークを掲出すると効果的です。

○地図や文字の色彩については、様々な利用者が見やすく、イメージしやすい色彩を採用します。(3-3 (2) ②色彩 参照)

○地図には、タイトル、現在地、方位、縮尺・スケール、凡例、地図作成年月を明記します。

○盤面の表示内容を阻害しない位置に、維持管理用の所管部所名、管理番号、設置年月、連絡先等を掲出します。その際、かすれたり剥がれたりしにくいシールやプレート等を用いるようにします。





## (2) 誘導サイン

誘導サインは、目的地となる施設等が存在する方向を示す道しるべとなるサインで、近隣の主な公共公益施設等の名称とその方向を示す矢印、およびサイン設置箇所からの移動距離を示すものです。また、特定の施設については、必要に応じ移動距離と合わせて所要時間を表示します。

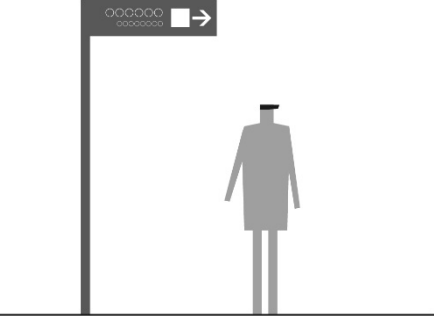
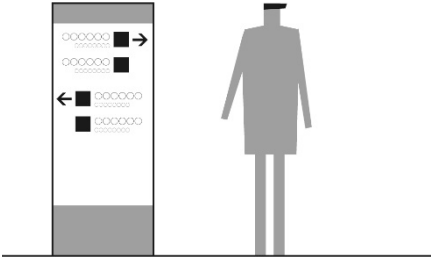
誘導サインには、視認性が高く、表示面の向きで方向を指示するため視覚的な誘導が行いやすい「矢羽型」と、表示面が大きいことから誘導すべき施設が多い場合に有効となる「立板型」の2種類を適宜設置します。

なお、自立型のサインを設置できない地点では、既存の標識支柱や施設壁面等に誘導表示パネルを取り付け、利用者が迷うことのないように配慮します。

表示内容は、日本語および英語による施設名称と誘導する方向、およびその距離、誘導する施設のピクトグラムとします。

また、盤面の表示内容を阻害しない位置に、維持管理用の所管部所名、管理番号、設置年月、連絡先等を掲示します。その際、かすれたり剥がれたりしにくいシールやプレート等を用いるよう配慮します。

### ■誘導サインの種類と特徴

種 類	特 徴
<p>矢羽型</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一定の距離があっても視認性や判読性の確保が容易で、表示板の向きで方向を指示することが可能なため、視覚的な誘導が行いやすい。</li> <li>✓ 複数の方向に誘導する（複数方向に羽板を設置する）必要がある場合、支柱から一定程度の空間の確保が必要となる。</li> <li>✓ 目的地ごとに表示が必要なため、誘導可能な施設の数に限られる。</li> </ul>
<p>立板型</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 表示面が大きいことから、誘導すべき施設が多い場合に有効となる。</li> <li>✓ 現在地を示す周辺案内図を掲示することも比較的容易に可能。</li> <li>✓ 矢羽タイプと比べて文字が小さくなることから、歩行者がサインの前に立って方向を確認する利用スタイルとなる。</li> </ul>

## 4. 維持管理

### 4-1 管理体制

#### (1) 管理基本方針の策定

多摩市内に設置した全ての公共サインは、設置した所管部所の責任によって維持管理を行うことを基本とします。

公共サインの維持管理は、定期的な点検管理を主体として劣化や破損等の状況診断、情報内容の整合性の確認を行い、必要に応じて撤去・更新を行うものです。この時、管理状況並びに診断結果については、その都度、管理台帳等に記入し最新の情報を庁内で共有できるようにしていくことが必要です。

ここでは、基本的な維持管理方針および管理体制等について整理します。

#### ①整備および維持管理の方針

公共サインを適切に機能させるため、必要な維持管理の基本方針を次のように定めます。

○維持管理を効率的に行うため、所有者・管理者を明示します。

○維持管理の所管部所は、定期的な点検管理によりサインの設置状態を把握します。

○維持管理の対象であるサインの現状並びに診断結果については、点検管理の都度、所管部所が保管する管理台帳等に反映させて、常に最新に近い情報を共有するように努めます。

○情報内容の整合性の確認について、掲載情報の更新が必要な施設名称の変更等が生じた場合、所管部所との情報共有に努めます。

○汚れなどの軽微な補修については、地域との協働を含めた対応も検討します。

○破損や変形、大きな傷等については、適切で迅速な対応を行い、利用者の安全を確保します。

○不要になったサインは適切に撤去し、必要に応じて更新や統合を検討します。

#### ②適正な維持管理のための体制

適正な維持管理の継続を図るため、設置主体である所管部所が維持管理体制を確保します。ただし、サインを集約する場合等のように庁内の調整が必要な場合は、都市計画課が事務局となって適宜、協議を行い、その結果を踏まえて維持管理の所管部所が各関係機関との調整を図ります。

また、迅速な対応を行うために、公共サインを日常的に視認する沿道住民やアダプト制度によるボランティア団体等との協力体制を構築することも視野に入れた体制を整えるように検討します。

#### ③公共サイン管理台帳の作成

本ガイドラインを適用する案内サイン、誘導サインに関わる情報は、都市計画課が保管する管理台帳で管理します。

その他、位置サイン、説明サイン、規制サイン等に関わる情報については、各所管部所が管理台帳等を作成して維持管理していくことが望まれます。

#### (2) 管理主体と関係者との意識や情報の共有化

公共サインの所管部所は、適正な維持管理を継続するために、必要に応じて管理台帳等の情報を更新し、最新の情報をデータベースとして保管・活用していけるように努めます。

#### (3) 管理者、管理番号等の明示

多摩市に設置されている公共サインには、盤面の表示内容を障害しない位置に維持管理用の所管部所名、管理番号、設置年月、連絡先等を掲示します。その際、かすれたり剥がれたりしにくいシールやプレート等を用いるよう配慮します。

この情報は管理台帳等にも記載し、現場と台帳が照合できるようにします。

## 4-2 管理方法と判定基準

公共サインは、耐久性のある素材で製作されるため、新設後、短期間で老朽化は考えにくいことから、定期的な点検管理を基本とします。実際の点検管理では、個々のサインごとに老朽化や損傷状況等についての現状を基に補修等の必要性を判定するため、管理担当者が普遍的な判断と対応ができるような判定基準を定める必要があります。

### (1) 維持管理計画について

維持管理の作業にあたっては、前述したように短期間で老朽化は考えにくいいため、長期計画を見据えた年間計画を立てて実施します。サイン本体については、劣化状況に応じて概ね10年を目安とした撤去・更新を想定しながら、年1回程度の点検等管理によって、状態の判定、補修、清掃等を行います。また、表示面の情報については、劣化状況に応じて概ね5年程度での全面貼り替えを目安としながら、公共公益施設等の名称変更、施設の新設や廃止等、状況の変化に応じてできる限り最新の情報を表示するようにします。

なお、不測の事態による損傷・劣化等に対しては、年間計画のタイミングに関わらず、利用者等からの通報を受ける、または点検管理により発見し次第、早急に対応するものとします。

### (2) 公共サインのメンテナンス

サイン本体および表示面に対する通常の維持管理作業では、清掃・補修等の簡易なメンテナンスと、点検・修理を伴うメンテナンスを行います。

簡易な補修としては、案内情報等の追加、修正、削除などが考えられ、案内サインの地図表面の劣化状況や情報内容の変更量を踏まえて更新手法を決定します。その際、部分的な貼り込み形式での修正も含めて検討します。

サイン本体の再塗装については、別途、判定基準を定め、腐食の度合いや剥離状況等を踏まえて補修等の対応時期を設定します。

### (3) 判定基準について

公共サインの状態を判定するには、まず、現況調査を行って本体や表示面等の状態を把握する必要があります。(巻末資料/資料-6 参照)


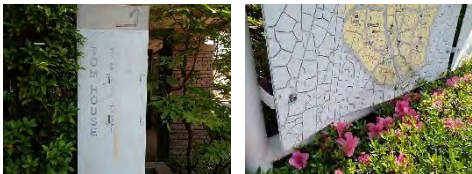


現況調査では、下表に示す項目ごとに損傷状況等を確認します。

現況調査の項目		現況調査の結果／損傷状況		
本体	傾き・変形	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり
	がたつき	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり
	塗装の劣化・落書き等	なし	劣化小	劣化大
	さび・腐食・ひび割れ	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり
表示面	変形・ゆがみ	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり
	汚れ・落書き・シート剥離	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり
	地図や文字のにじみ・かすれ	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり
周辺	障害物・遮蔽物	なし	機能に支障がない程度	機能に支障あり

↓  
損傷状況の判定に反映

なお、公共サインの周辺にある障害物や遮蔽物等については、状況を確認し次第、別途、対応を検討するものとします。

《多摩市サイン調査・損傷状況の判定と現状評価のしかた(例)》 平成29年度に調査実施

現況調査の結果／損傷状況	損傷状況の判定		現状評価 (メンテナンスの緊急性の判定)	
本体、表示面の全ての調査項目が 「損傷なし」の場合	なし	→	A 1	補修等の必要なし
本体に「がたつき」や 「さび・腐食・ひび割れ」はないが、 それ以外の項目および表示面のいずれかに 「機能に支障がない程度」の損傷あり もしくは「劣化小」が認められた場合 	あり／軽度①	→	A 2	当面、 補修等の必要なし
本体、表示面の調査項目のいずれかが 「損傷なし」か「機能に支障がない程度」の損傷あり もしくは「劣化小」であり、 かつ、本体に「がたつき」や 「さび・腐食・ひび割れ」が認められる場合 	あり／軽度②	→	B	再塗装等の 簡易な補修が必要
本体、表示面の調査項目のいずれかが 「機能に支障あり」もしくは「劣化大」の場合 	あり／重度①	→	C	部材や盤面の 取替え等が必要
本体、表示面の調査項目のいずれかが 「機能に支障あり」もしくは「劣化大」であり、 かつ、本体の「さび・腐食」が進んでいる場合 	あり／重度②	→	D	撤去・更新が必要
サインの機能が失われている場合 (表示面がない等) 				



#### (4) 公共サインの撤去について

公共サイン自体が不要になった場合や、老朽化等により更新が必要な場合、あるいは設置場所を移動する必要がある場合などは、速やかな撤去に努めます。

また、管理者不明の既存サインでガイドラインの基準から大きく外れるサインについては、できる限り早急に撤去します。

ただし、道路管理者の要請等により撤去する場合であっても、誘導ルート上での要所にある施設や、誘導案内のニーズの高い施設等については、サインを再設置するための代替場所等について併せて検討します。

#### 4-3 管理台帳とその活用

本ガイドラインを適用する「案内サイン」「誘導サイン」、および本ガイドラインを推奨する「位置サイン」「説明サイン」「規制サイン」については、管理台帳を作成して適切な維持管理を行うことを基本とします。

管理台帳の作成にあたっては、まず、各サイン個別の管理番号が必要です。個々のサインごとに、個別の管理番号、設置年月、管理者（所管部所名）、連絡先（電話番号等）、および多摩市による管理対象施設であることをサイン本体の目立たない場所に明示し、それと照合できる内容と補修履歴、位置図、写真等を管理台帳に記述して管理します。

##### 《管理番号》

管理番号は、設置年度、サインの種類（略紀）、サインの種類ごとの通し番号で構成します。



サイン管理台帳

管理番号	
管理課名	

一般事項								
設置年月日	年 月 日							
設置場所	丁目 番地 号先				本体 制作 業者	社名		
	(目印: )					部署名		
位置情報	緯度:		経度:			担当者		
標識種別	1. 案内	2. 誘導	3. 位置	4. 説明		電話 FAX		
	5. 規制	6. その他						
本体寸法	H × W		× mm		表示 制作 業者	社名		
表示板面寸法	H × W		mm			部署名		
本体 仕様	表示板	1. ステンレス 2. アルミ 3. スチール 4. 銅				施工 業者	社名	
		5. 樹脂系 6. その他( )					部署名	
	柱	1. ステンレス 2. アルミ 3. スチール					担当者	
4. 樹脂系 5. 木材 6. その他( )				電話 FAX				
照明	1. 内照 2. 外照 3. なし				現 状 (撤去・更新の 緊急性)			
	⇒ 1.もしくは2.の場合(灯種/ 規格/ W、本)							
占用許可者	【許可番号】							
設置場所 見取り図					管理履歴			
現況写真 全形、表示面								
備考								

※ 本体等設計図書があれば添付のこと